

学校いじめ防止基本方針

姫路市立置塩小学校

1 学校の方針

本校は「やわらかい心もち、楽しく学び、しなやかに生き抜く、置塩っ子の育成」を目標に児童一人一人が輝く学校づくりに努めている。児童の輝きを奪ういじめ問題の克服のために、まず、特別活動や総合的な学習などの体験活動を通じた仲間づくりや道徳・人権教育を推進し、自尊感情を高め、生命を大切に作る心を育むと共に、「思いやり」や「助け合う心」に満ちた人間関係を築こうとする態度を養う。また、教職員は、一人一人の考え方や思いを生かしながら、よさや可能性を引き出し、伸ばしていくための教育活動を工夫し、個に応じた多様な教育を実践して、子どもたちとの信頼関係の構築に努める。さらに、保護者や地域、関係機関とも連携して情報を収集し、得た情報をすべての教職員の間で共有しながら、いじめ問題の早期解決に努める。いじめを認知した際、適宜かつ迅速に解決するために本方針を定める。

2 基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの健全な成長のためにいじめ問題を克服していく必要がある。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと家庭、地域、教育委員会や関係各機関と連携しながら、学校全体で組織的な取組を進めていく。いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組み、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教師がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

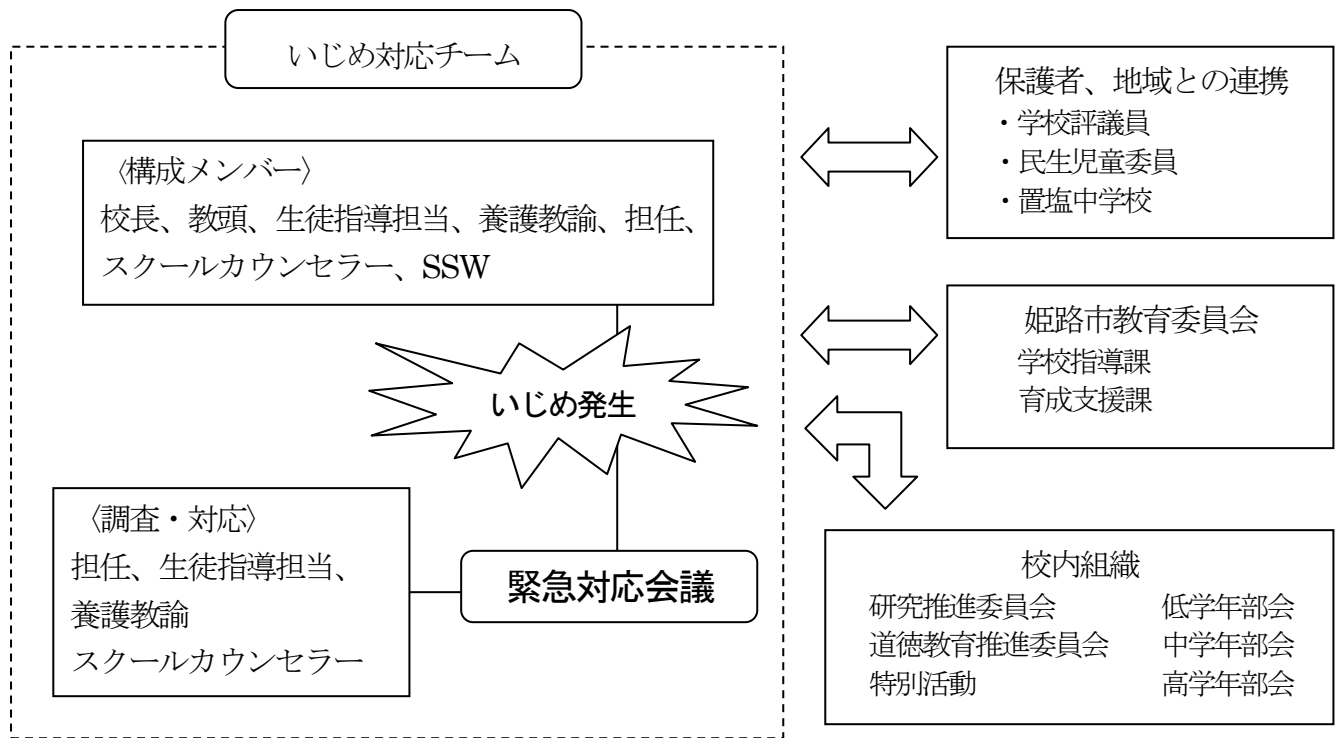
3 いじめ防止に取り組む指導體制

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等の対策の組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開き、事案に応じて班を編成し対応する。また、以下の項目について協議し、実施していく。

- ・学校いじめ基本方針の見直し、改善
- ・校内研修の企画、実施
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断、対応方針
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・アンケート結果、報告等 情報の整理、分析
- ・要配慮児童への支援方針



(2) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみ評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

(3) 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

未然防止に向けた取組

- ・ 道徳教育・人権教育の推進・・・授業参観、校区人権、教育講演会
- ・ 特別活動の推進・・・集会活動（月1回）、縦割り班活動（月1回）、児童会活動委員会・クラブ活動、全校集会（学期1回）、歓迎遠足
- ・ 体験活動の充実・・・林間学舎、自然学校、総合的な学習、学校クリーン活動
地域行事への参加（置塩城祭り）ふれあい給食（幼・保・5年）
光寿園（特別養護老人ホーム）訪問（全学年）
- ・ 芸術・文化活動の充実・・・芸術公演会、夏季作品展、音楽会
- ・ 小中一貫の推進・・・あいさつ運動（月1回）、推進委員会（隔月）、小中合同置塩城址登山交流会・オープンスクール・授業参観
- ・ 教職員の研修の充実・・・児童理解研修（年2回）、カウンセリングマインド研修
- ・ 教職員が児童と向き合う時間の確保・・・休み時間、給食、清掃など、児童と一緒に活動する。

早期発見に向けた取組

- ・ 毎月、スクールカウンセラーによる教育相談日を設ける。（場所：カウンセリング室）
- ・ 生活（いじめ）アンケート（学期1回）アンケートをもとに個人面談をする。
- ・ 日記、連絡帳を活用して、児童の実態把握、情報収集に努める。

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	保護者・地域との連携	道徳・人権教育	ライフスキル教育
4	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成 保護者向け啓発	保幼小連絡会 小中連絡会 学級づくり 歓迎遠足		授業参観 家庭訪問 学級懇談会	女の子男子3 (ゆめいっぱい) おじいちゃんとの楽しみ3	1年 6月 友だちの良さを見つけよう (特活)
5	事案発生時 いじめ対策委員会 (生活指導委員会) 職員会議	児童理解研修		学校田 野菜の植え付け	海をこえて4 わたしたちのリレー4 (ほほえみ) ナイスキャッチ5 (ほほえみ)	2年 4月 ぼんたとかんた (道徳) 3年 4月 あいさつをして友達こなろう (外国語)
6			生活アンケート 個別面談	授業参観 田植え 校区人権推進委員会 小中合同置塩城学習 会	すきないろ1 (ゆめいっぱい) あやかちゃんあそぼ1 (ほほえみ) いっしょにあそぼ2 (ほほえみ改) みきわめようウソ?ホント?6 (ゆ めいっぱい)	4年 4月 世界の色々な言葉であいさつし よう (外国語) 5年 4月 のび太に学ぼう (道徳)
7		全校集会	校区巡回補導	個別懇談会	同じ小学校でも3	6年 4月 最高学年になって (特活)
8		林間学舎 (4年) カンゼンがマインド研修 学校クリーン活動				
9		夏季作品展 自然学校 (5年)		オープンスクール 野菜の植え付け	おじいちゃんのふえー三木市一 林のししまい1 (心はばたく) タヒチからの友だち2 できた3 (ほほえみ)	1年 10月 にんじんばたけで (道徳)
10		芸術公演会 修学旅行 (6年) 地域行事への参加 小中合同置塩城址 登山・交流会 音楽会		道徳授業参観 稲刈り	となりのたぬき1 (ほほえみ) お父さんからの手紙3 橋3 (ともだち) うしろの正面だ〜あれ4 いっつもそうや4 ヘレンと共にアーニー・サリバシー 5 みんなの秋祭り5 (ともだち) 滑の甚兵衛物語6 (地域教材)	2年 9月 タヒチからの友だち (道徳) 3年 9月 友だちと協力しよう (特活) 4年 9月 かむしやりに (道徳) 5年 9月 真由、班長になる (道徳)
11		全校集会	生活アンケート 個別面談		おばあちゃんお元気ですか2 かぞくはひとつ2 (ほほえみ) ねたきりのおばあちゃん5 (ほほえ み) 百日かせぎ6 (ほほえみ) その思いを受けついで6	6年 10月 ロンゾの友だち (道徳)
12					個別懇談会	
1				オープンスクール	ひとつになった1 (心はばたく) ぼくってたからもの1 (ほほえみ) わたしのシロ2 (心はばたく) ぼくの車いす3 (あすこいきる)	1年 1月 ぼくってたからもの (ほほえみ) 2年 1月

2		児童理解研修		授業参観 学級懇談会 ライスパーティー	小さなカレンダー2 (ほほえみ) 母は見習い大工さん4 (ともだち) マインツからの便り5	ドッジボール (道徳) 3年 1月 ぼくのボールだ (道徳) 4年 1～2月
3	いじめ対応チーム 本年度のまとめ	全校集会	生活アンケート 個別面談	自主防災訓練	学校へ行くとき1 はずかしがりやのかぼくん2 (ほほえみ)	2分の1成人式 (総合) 5年 3月 世界の友達 (英語) 6年 1～3月 置塩の未来について考える (総合)

いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないよう、早期発見のチェックリストを作成する。

早期発見のためのチェックリスト

●いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがっている子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴムを投げたり手紙をまわしたりする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

●いじめられている子

《日常の行動・表情の様子》

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- とときどき涙ぐんでいる

《授業中・休み時間》

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

《昼食時》

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

《清掃時》

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

《その他》

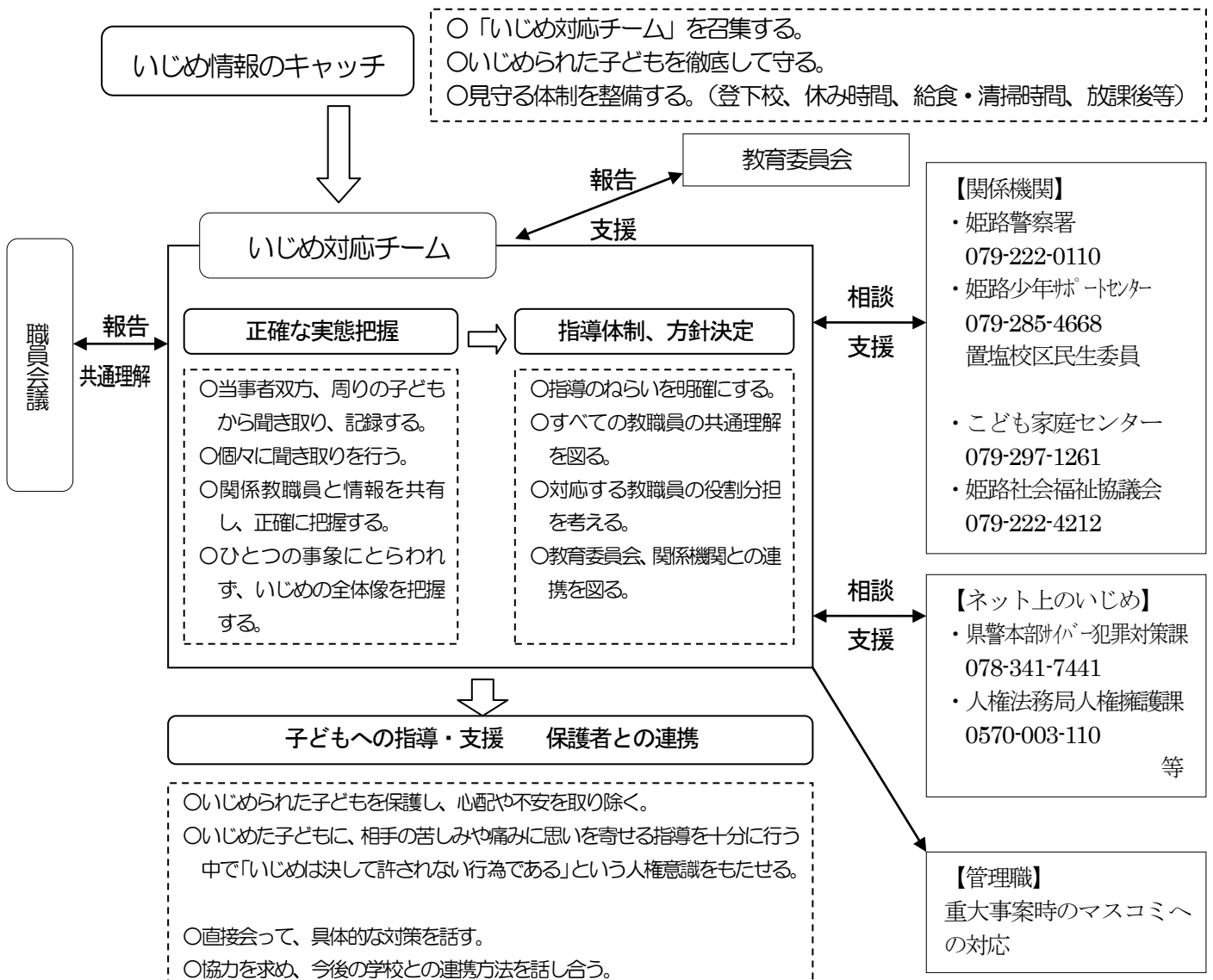
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

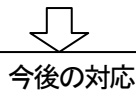
●いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いをされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どものみ強い中間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

4 早期対応

(1) いじめの兆候を発見したときには、これを軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に考え、迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学校全体で組織的に対応していく。





今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

- いじめられている児童やいじめの情報を寄せてくれた児童を徹底して守り、他の児童の目に触れないような配慮を行い、事実確認をする。また、知り得た秘密は、絶対に他にもれないよう守る
- 状況に応じて、いじめられている子ども、いじめの情報を寄せてくれた子どもを守るために、登下校、休み時間等、教職員の目が届く体制を整える。
- 児童への事実確認、保護者への対応は、正確さが必要となるので、必ず複数の教職員で行う。
- 知り得た情報は職員朝会等を利用して、随時、共有し、共通理解を図る。

(2) 児童の実態把握

少なくとも学期に1回アンケート調査と教育相談や日記、家庭訪問等を通して、日常的に児童の様子を把握するとともに、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知し、いじめを積極的に認知する取り組みを進める。アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名、または選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど、児童が記入しやすい形態で実施する。

(3) 相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラーと連携してカウンセリングルームを充実させるとともに、メンタルルームや保健室等を活用し、児童が心を開いて相談しやすい環境を整備する。また、教職員は常に共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、スクールカウンセラーや養護教諭との情報連携を進める。

(4) いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。

- ① 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- ② いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・インターネットや携帯電話等による危険性（匿名性、被害の回復の難しさ、疎外の受けやすさ等）を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについてSNS等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。
- ・保護者と連携し、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方など、いじめを受けている児童が発するSOSを見逃すことなく、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・いじめを発見した場合は、資料、証拠の確保、児童からの聴き取り、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。例えば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」であるが、「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

① 自分から大きな声であいさつをしていますか。

(はい いいえ)

② 友だちと仲良くしていますか。

(はい いいえ)

③ 運動場で遊んでいますか。

(はい いいえ)

④ シャベらずに一生懸命そうじをしていますか。

(はい いいえ)

⑤ からかわれたり、悪口やイヤなことを言われたりしたことがありますか。

(はい いいえ)

⑥ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりしたことがありますか。

(はい いいえ)

⑦ お金や物をとられたり、隠されたり、壊されたり、捨てられたりしたことがありますか。

(はい いいえ)

⑧ 友だちがいじわるをされたりやいやな思いをしたりしているのを、あなたは見たことがありますか。

(はい いいえ)